

## 東京都養育家庭等自立援助事業補助要綱

平成25年1月24日付24福保子育第1762号  
一部改正 平成25年12月27日付25福保子育第1488号  
一部改正 令和4年6月15日付4福保子育第454号  
一部改正 令和5年3月31日付4福保子育第3868号  
一部改正 令和6年12月26日付6福祉子育第3175号  
一部改正 令和7年3月11日付6福祉子育第4285号

### (目的)

第1 この補助金は、東京都養育家庭等自立援助事業実施要綱（令和5年3月31日付4福保子育第3867号。以下「実施要綱」という。）に基づき、里親（養子縁組里親を除く。）、ファミリーホーム（法人型を除く。）、既に認定を取消された里親（養子縁組里親を除く。）及び既に廃止したファミリーホーム（法人型を除く。）（以下「養育家庭等」という。）による措置解除後の児童に対する継続的な相談援助などに係る経費の一部や養育家庭等による継続的なアフターケアを受ける元委託児童の一人暮らしにかかる居住費の一部等を補助し、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (交付対象)

第2 この補助金は、実施要綱第4に定める各事業について、交付対象を以下のとおり定める。

#### (1) 実施要綱第4(1)の事業

実施要綱第4(1)に基づく東京都養育家庭等自立援助事業の援助を実施する養育家庭等

#### (2) 実施要綱第4(2)の事業

実施要綱第4(2)に基づく東京都養育家庭等自立援助事業の援助を受ける元委託児童

#### (3) 実施要綱第4(3)の事業

実施要綱第4(3)に基づく東京都養育家庭等自立援助事業の援助を実施する養育家庭等

### (補助金の交付方法)

第3 知事は第2の交付対象に対し、この事業の実施に係る経費について、次に定めるところにより補助する。

#### (1) 実施要綱第4(1)の事業

実施要綱第4(1)に定める援助内容を、元委託児童に対し月2回以上行った場合に、当該月分の経費を補助対象とする。知事は、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第4(1)に定める金額を交付する。

#### (2) 実施要綱第4(2)の事業

実施要綱第4(2)に定める援助内容について、元委託児童が養育家庭等又は自立支援相談員から実施要綱第4(1)に定める援助内容を月2回以上受け、かつ半年に1回以上は居住場所への訪問支援を受ける場合で、第4(3)に定める援助内容を受ける場合（原則として年4回）に、当該月分の居住に

係る経費を補助対象とする。知事は、申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第4（2）に定める金額を交付する。

（3）実施要綱第4（3）の事業

実施要綱第4（3）に定める援助内容を、元委託児童に対し、年4回（原則として四半期に1回）以上行った場合の経費を補助対象とする。知事は、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第4（3）に定める金額を交付する。

（補助金額）

第4 知事は、次に定める金額を交付対象に交付する。

（1）実施要綱第4（1）の事業

一月当たり元委託児童一名につき6,000円

（2）実施要綱第4（2）の事業

一月当たり元委託児童一名につき72,000円を上限とし、居住にかかる費用の実費（賃料、仲介手数料、礼金、保証料等を対象とし、敷金は対象外とする。また、他の補助金や貸付等、居住にかかる費用に充てることを目的として受領する金銭がある場合は、その金額分は対象外とする。）

（3）実施要綱第4（3）の事業

一回当たり元委託児童一名につき13,000円。ただし、年4回を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5 この補助金の交付を受けようとする者は、以下の書類を別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

（1）第4（1）の補助金の交付を受けようとする養育家庭等

交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類

（2）第4（2）の補助金の交付を受けようとする元委託児童

交付申請書（第4号様式）その他必要とする書類

（3）第4（3）の補助金の交付を受けようとする養育家庭等

交付申請書（第7号様式、第8号様式）その他必要とする書類

（補助金の交付決定）

第6 知事は、第5による交付申請があった事業について適当と認める場合は、第7の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7 交付申請をした者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(実績報告)

第 8 この補助金の交付を受ける者は、以下のとおり書類を別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(1) 第 4 (1) の補助金の交付を受ける養育家庭等

毎年度末の状況について、事業実績報告書(第 2 号様式)及び養育家庭等自立援助事業実施報告書(第 3 号様式)その他必要とする書類を提出すること。

(2) 第 4 (2) の補助金の交付を受ける元委託児童

毎月末の状況について、事業実績報告書(第 5 号様式)及び養育家庭等自立援助事業実施報告書(第 6 号様式)その他必要とする書類を提出すること。

(3) 第 4 (3) の補助金の交付を受ける養育家庭等

毎年度末の状況について、事業実績報告書(第 9 様式)及び養育家庭等自立援助事業実施報告書(第 10 号様式)その他必要とする書類を提出すること。

(補助金の額の確定)

第 9 知事は、第 8 の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象である養育家庭等又は元委託児童に通知する。

(補助金の交付時期)

第 10 知事は、第 9 に定める補助金の額の確定があったときは、別に定める時期に補助金を交付するものとする。

(補助金の補助条件)

第 11 知事は、報告書の内容に疑義がある場合は、必要に応じて交付対象の養育家庭等及び元委託児童に事実確認する。また、交付後に、当該養育家庭等又は元委託児童が提出した報告書等に偽りの内容が含まれ、交付対象に該当しないことが判明した場合、交付した補助金の返還を求めることとする。

2 第 4 (2) の補助金について、養育家庭等又は自立支援相談員による継続的なアフターケアが実施されない状況が生じた場合、交付した補助金の返還を求めるほか、交付申請及び決定にかかわらず補助金の交付を打ち切ることとする。

(その他)

第 12 本事業と用途を同じくする他の補助金や貸付事業、措置費による支弁(就職支度費における住居費都加算分等)等を受ける場合は、知事は、本事業による補助金額を他に応じて調整するものとする。申請に当たっては、他の補助金等の受給がある場合は申告すること。

なお、申告に虚偽があった場合は交付決定を取り消し、またすでに交付した補助金についても返還が必要となる場合があることに注意すること。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。